

大雨に伴い被災された地域にお住まいのお客さまに対する電気料金の特別措置について

2021年7月の大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨の影響で災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、お申し出いただいたすべてのお客さまに対して、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

本日時点での特別措置の対象地域については、2021年7月13日に国の定める災害救助法の適用地域（鳥取県鳥取市、鹿児島県出水市）および当該地域に隣接する地域となります。

<対象の地域>

災害救助法の適用地域

【鳥取県】 鳥取市に隣接する地域
災害救助法の適用地域に隣接する地域

【鹿児島県】 出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡さつま町、始良郡湧水町
災害救助法の適用地域に隣接する地域

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「[内閣府発表_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。

・特別処置の内容

① 支払期日の1ヵ月延長

・2021年6月分※、7月分、8月分、および9月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※6月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象となります。

② 不適用月の電気料金の免除

災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2022年1月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

・特別処置の申込み方法

この特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式会社エフエネ

TEL：0120-133-663

営業時間:10時～17時30分（夏季・年末年始・土日祝を除く）